

大和市子育て支援センター事業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市子育て支援センター事業規則の一部を改正する規則

大和市子育て支援センター事業規則（平成20年大和市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のために」を「を目的とし」に改め、「母親の」を削り、「、まごころ地域福祉センターにおける」を「に実施する」に改め、「事業（）」の次に「大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第3条第4号に掲げる事業をいう。」を加え、「大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）」を「同条例」に改める。

第3条中「前条各号に掲げる事業」を「支援センター事業」に改める。

第4条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「社会福祉士」の次に「又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を削り、同条第3項を削る。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「市長は」を「指定管理者は、市」に、「第2条の事業」を「支援センター事業」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第2項の改正規定 令和5年4月1日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日